

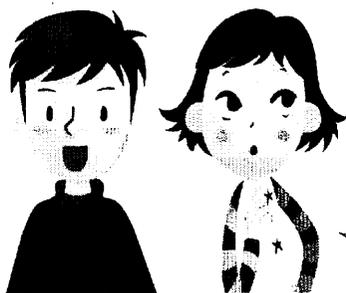
パートタイム労働個別相談コーナー

パートには全くボーナスがないのはなぜだろう？
同じ仕事をしているのになぜ正社員と同じ研修を受けられないの？
雇入れ時に交付される通知書に退職金の有無が書かれていないのですが…
など、パート法上のさまざまな疑問をどこに相談したらよいか、お悩みではないですか？

他にもパートで働いている方からこんな声が・・・

・正社員は昇給するのになぜパートは何年働いても同じ賃金・・・

・パートから正社員になれないの？



・社員食堂が正社員しか使えない・・・

・パートタイム労働法ってどんな法律？

三重労働局雇用均等室では、このような疑問や相談にお答えします。

*相談費用は無料です。

*御予約の必要はありませんが、相談状況によってはお待ちいただくことがあります。

日時：毎月第3・水曜日 午前9時～午後4時

場所：三重労働局総務部企画室 津市島崎町327-2

電話：059-226-2110

相談の種類：パートタイム労働法等に関する各種相談

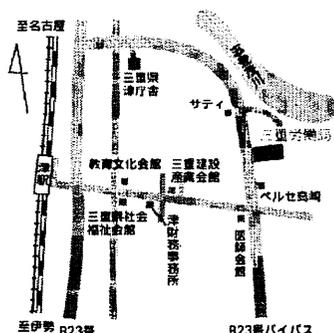
・パートと正社員との待遇のバランス

・正社員への転換

・その他

(裏面をご覧ください、パートタイム労働法に沿って、あなたの状況を確認してみてください。)

会場案内図



三重労働局雇用均等室では、上記以外の日でもパートタイム労働者の方や、パートでの就労をご希望の方を対象として個別に相談をお受けしています。

パートタイム労働に関する疑問点や、パートタイム労働法の内容についてもわかりやすくご説明いたします。是非ご利用ください。

お問い合わせ先

三重労働局雇用均等室 Tel059-226-2318

パートタイム労働法に沿ってあなたの状況を確認してみましょう

※パートタイム労働法の対象となる「パートタイム労働者」とは？

→「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」です。

(「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」等の名称の如何にかかわらず、上記に当てはまれば「パートタイム労働者」として、パートタイム労働法の対象となります。)

○労働条件に関する文書の交付等（第6条）

あなたは、雇い入れの際、事業主から「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」等の労働条件を、文書で明らかにしてもらっていますか？

○差別的取扱いの禁止（第8条）

正社員と同じ働きをしているパートタイム労働者（注）の方は、正社員と差別のない待遇を受けていますか？

（注）正社員と同じ働きをしているパートタイム労働者とは？

①職務内容（業務の内容と責任）、②人材活用の仕組みや運用などが正社員と同一であって、③無期又は無期と同視できる労働契約を締結しているパートタイム労働者をいいます。

○賃金の決定方法（第9条）

パートタイム労働者の賃金は、正社員とのバランスを考慮しつつ、職務内容や成果、意欲、能力、経験等の要素を勘案する等により決定することとされています。あなたの賃金はどのように決定されていますか？

○教育訓練（第10条）

正社員と職務内容が同じパートタイム労働者の方は、職務の遂行に必要な能力を得るために正社員に実施されている研修などを、受けられるようになっていますか？

○福利厚生施設（第11条）

正社員が利用できる福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）について、パートタイム労働者も利用できるよう配慮されていますか？

○通常の労働者への転換（第12条）

事業主は、パートタイム労働者が正社員に転換できるチャンス（正社員募集への応募、正社員登用試験の受験など）を設けることとされています。あなたは、正社員に転換できるチャンスについて、具体的な内容を知らされていますか？

○待遇の決定に当たって考慮した事項の説明（第13条）

雇い入れられた後、あなた（パートタイム労働者）の待遇を決定するに当たって考慮された事項について、会社（人事担当者など）に説明を求めることができます。

詳しくは下記の厚生労働省又は三重労働局のHPをご覧ください。

本省 よくある質問はこちら→<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1j.html>

条文はこちら→<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-11.html#01>

三重労働局のHPのアドレス <http://www.mie.plb.go.jp/seido/index.html>